

第三十四回国会

参議院商工委員会會議録第十四号

昭和三十五年三月十五日(火曜日)午後一時二十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 山本 利壽君  
理事 川上 為治君  
古池 信三君  
栗山 良夫君  
牛田 寛君

委員

赤間 文三君  
井川 伊平君  
上原 正吉君  
岸田 幸雄君  
齋藤 昇君  
鈴木 万平君  
近藤 信一君  
島 清君  
加藤 正人君

國務大臣

通商産業大臣 池田 勇人君  
國務大臣 中曾根康弘君

政府委員

科学技術 横山 フク君  
政務次官 佐々木義武君  
科学技術庁 原 法貴 四郎君  
科学技術庁 子力局長 今井 善衛君  
通商産業省 事務局長 小田橋貞寿君

常任委員

会専門員 小田橋貞寿君

本日の會議に付した案件  
○纖維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(山本利壽君) これより商工委員会を開会いたします。

最初に理事会において申し合わせました審議予定について御報告いたします。

本日は、纖維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明を聴取したる後、日本原子力研究所法の一部を改正する法律案及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の質疑を行います。明十六日は委員会を開会いたしません。明後十七日は主として日本原子力研究所法の一部を改正する法律案及びアジア経済研究所法案の質疑を行います。

以上、御了承願います。

○委員長(山本利壽君) それでは、まず、纖維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(池田勇人君) ただいま提案されました纖維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

もって纖維製品の輸出の正常な発展を期するために、昭和三十一年に制定され、その後化学纖維の設備規制をも行なう必要が生じたため、昭和三十三年に一部改正が行なわれまして、今日に至っております。

しかるに為替貿易の自由化の進展が著しい最近の国際的な趨勢にかんがみまして、政府といたしましては、わが国輸入額の約二割を占める纖維原料の自由化につきまして、慎重に検討を行なつて参りました。

纖維原料の輸入自由化は、原料の適時適切な入手によつて、一般消費者に對し一そう良質安価な衣料の供給を可能にいたしますとともに、企業の自主責任体制を確立し、纖維工業の體質改善、合理化の促進に役立つという大きな効果が期待されるのであります。従いまして政府は昨年末、原綿、原毛の輸入自由化を明年四月より実施することに決定いたしました。

しかしながら、纖維原料の輸入自由化は、纖維工業はむろんのこと、国民経済各般に影響するところをわけて大きくいものがありますので、政府といたしましては、昨年十一月以降、業界関係者、学識経験者及び労働者代表よりなる纖維総合対策懇談会を設け、輸入自由化に關しまして総合的見地から慎重に審議を重ねて参りましたが、同懇談会は本年一月、政府に対して答申を提出いたしました。

この答申によりますと、今日著しい過剰設備をかかえ、常に過当競争の危険にさらされている纖維工業の現状に

おきまして、原料の輸入自由化を適切な準備体制なしに実施いたしますならば、当然に生産過剰の激化を招き、纖維工業はきわめて不健全な様相を呈することとなります。その場合前に述べましたような自由化のよい効果を期待することはできず、むしろ纖維工業のみならず国民経済各般に好ましくない事態を招くおそれと考えられるのであります。

紡績業者はむろんのこと、織布業者等の中小企業者、纖維製品販売業者あるいは、就業労働者等を著しく不安定な状態に陥れ、特にわが国輸出の約三割を占める纖維輸出の減退を招く等、幾多の混乱をもたらすことが予想されるのであります。

纖維総合対策懇談会におきまして本年一月の答申におきまして、以上のような輸入自由化に伴う混乱を極力是正し、自由化の効果を十分發揮させるために、諸般の対策を提示いたしておりますが、特に過渡的措置として纖維工業設備臨時措置法の改正によります生産秩序の確立を強く要望いたしております。

政府といたしましては、このような答申の趣旨を十分尊重いたし、最近における纖維工業の事情並びに纖維原料の輸入自由化に對処しまして、近い将来秩序ある自由体制への移行を円滑に実施いたすための過渡的対策として、一定期間法の有効期間を延長いたし、かつ過剰設備の処理を有効適切に実施し得るよう法を改正し、もつて纖維工業の安定的発展を期する所存であります。

次に改正の主要な諸点につきまして、御説明いたします。

第一は、過剰設備の処理に關する共同行為の指示を行なう場合の、参酌事項として、当該年度の纖維製品の需給状況及び輸出見込みを新たに明文化いたしました点であります。現行法におきましては、過剰設備の処理の共同行為を指示する場合には、目標年度における纖維製品の需給状況並びに現有設備数を基礎とし、必要な資金の額並びに一般消費者及び関連事業者に対する影響その他の事情を参酌することになつておりましたが、この参酌事項として当該年度における纖維製品の需給状況、纖維製品の輸出見込みを明文化して加えることとしております。これは、過剰設備の処理に關する指示を行なうに當つては、設備規制によつて纖維工業の合理化をはかるという法目的の達成に遺憾ないことを期しますため、長期的な観点とともに、当面の生産及び需要面の事情あるいは輸出事情を十分考慮する必要があると考えられますが、今般の纖維原料の輸入自由化に伴い、特にこの点を明確にいたす必要があり、また、所要の改正を行なわんとするものであります。

第二は、過剰設備についての処理命令であります。現行法におきましては、過剰設備の処理は、国の指示による共同行為によつて行なうこととなつておりましたが、このみでは、共同行為に参加しない者の事業活動により法

目的の達成を期し得ない事態が生ずることが予想されます。従来は、纖維原料の海外割当制度があり、これによりましてかなり適確な需給調整が可能であり、これが過剰設備処理を十分確保する効果を持つていたわけでありまして、今後原料輸入が自由化されまして、この面からの調整が全く不可能となりまして、過剰設備処理が、共同行為のみを以てしては、きわめて不十分となる事態が当然予想されるのであります。従いまして、今後は、特定の要件が存する場合に、関係全事業者に対しまして、過剰設備を格納等の方法により処理すべきことを命令することができるようになりたいと考えるのであります。

第三は、監督規定の整備であります。本法の順守を確保いたしますため、無登録設備の使用制限に関する規定に違反した者に対しては、期間を限って無登録設備の全部または一部を格納もしくは封印すべきことを命じ得ることとし、また過剰設備の処理命令に違反した者に対しては、設備の全部もしくは一部の使用を停止すべきことを命じ得ることとし、さらにこれらの制裁処分をしたときには、その旨を公表しようとするものであります。特にこの監督規定の整備につきましては、前述いたしました纖維総合対策懇談会におきまして、纖維工業の生産秩序の確立をはかる上に必要な措置として強く要望されたものであります。

第四は、目標年度の変更及び本法の有効期間の延長であります。現行法におきましては、設備の新増設あるいは過剰設備の処理をいたします場合の目標年度を、昭和三十七年度としておりま

すが、最近における設備の生産性の向上等の事情から、昭和三十七年度におきましては、なお相当程度の設備過剰を呈する見通しであります。従いましてこのような設備過剰を是正し、設備規模の適正化をはかりつつ、纖維原料の輸入自由化による纖維事情の変化に対処いたしますため、本法の目標年度を昭和四十年年度に変更いたし、これに伴いまして本法の有効期間を四年延長いたしますことが必要と考えられるのであります。

以上が改正の主要点でありまして、各条につきましましては、今後御審議の過程を通じて詳細に御説明申し上げるつもりであります。このたびの改正は、これまで申して参りましたように、纖維原料の輸入自由化に伴う事態に対処し、また現行法施行後の経緯に鑑みまして、過渡的措置をいたしまして、纖維工業の合理化をはかる上に是非とも必要なものと考えるのであります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします次第であります。

○委員長(山本利壽君) 本案の審議は、後日に譲ります。

○委員長(山本利壽君) 次に、日本原子力研究所法の一部を改正する法律案、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案、以上二案を便宜一括議題といたします。

まず、事務当局より、内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(佐々木義武君) それでは、原子力研究所法の一部改正に関する法案の内容を御説明申し上げます。

原子力研究所法の一部改正に関する点でございますが、これに関しましては、理事ただいま五名でございまして、一名増員いたしまして、六人に改めるだけの改正でございます。その趣旨をいたしましては、どちらかと申しますと、その設立の当初は、建設あるいは技術方面に重点を指向いたしまして、もっぱら科学技術方面の充実に力を注いでおったのでございまして、実際に運用しておりましたところ、やはりこの業務管理の方面も、非常に多岐にわたって参りましたので、十分その機能を發揮できないという点が、順次はつきりして参りましたので、国会の御承認を得ました上で、すみやかに管理機能を充実するための理事をさらに増員いたしまして、そうして経理、総務、労務等の諸部門にわたり、あるいは共同研究等のため財界、学界等からのいろいろな人的あるいはその他の援助なり、協力の受け入れ態勢等を整備する意味におきまして、必要な体制を整えたい、こういうのがこの法案の改正の趣旨でございます。

それでは引き続きまして、もう一つの法案であります放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の要旨に関しまして御説明申し上げます。お手元に「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案要綱」が配付してあるはずでございますので、要綱の方をお開きいただきたいと思いますが、この放射線障害防止に関する法律の一部改正の要旨は大きくは四点ございまして、そのほか一部若干の修正点もございするけれども、その四点に関しまして提案理由の説明に補足いたしましたので、さらに補足的な説明を加えたいと思ひます。第一番目は、今までの法律の中には、放射性同位元素が機器に装備されておりました部分も一つの独立のものとしてこれを扱っておったのでございまして、実際に法を運用して参りますと、いろいろ何と申しますか、扱い上不便困難を生ずる点が多々出て参りましたので、その点を改正したいというのが第一点でございます。この要綱でございまして、第一の部分は定義を改正いたしまして、放射性同位元素の定義に、「機器に装備されている放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物を含めるもの」とすること。ということ、放射性同位元素の中に、この機器に装備された同位元素と一緒に含んでしまふというふうにして、両者の扱いを違えないようにしたわけでございます。これはどうしてかと申しますと、たとえていいますと、医療用の照射装置、ガン等を治すために、ガンの治療等に放射性のアイソトープを入れた機器がございしますが、これは決してガンにのみ、またこの装置に入れたまま使うのではなくして、その中に入れてありますものはほかのものにも取り出して使うといったような状況にもなっておりますので、まあ簡単な比喩で申しますと、普通のお金と財布に入つたお金とありますように、従来は財布にお金と財布が財布で規制し、財布は財布で規制しているわけですが、どうも財布そのまゝ規制してもあまり意味がないのであ

りまして、財布に入つたお金の方がそのまま使えるという、こういう格好になりますから、やはり財布に入つてい

る金もはだかになつていける金も同様に扱つた方が扱い上は便利だ、こういう趣旨で、あまり例はい例ではございせんけれども、こういう趣旨で実際上扱いますと、その方が便利でございまして、使用者の便等も考慮いたしたいのでございまして、第二で従来ありました放射性同位元素装備機器の定義というものは削つてしまつて、同位元素の定義の中に包含するというのが第一点でございます。

第二点は、第三、第四、第五までがそのグループでございまして、これは今まで放射性同位元素の使用は全部許可を要したのでございするが、一定数量以下の微量なものは、あるいはそれが密封されておつたものは、現実におきましてはそれほどシビアな許可という

ことまで縛らなくても、障害そのものに對してはそれほど大きな危険はない、あるいはそういういた方が使用者側にとって便利であるという点を考えまして、一定数量以下の密封されたアイソトープに關しましては、その使用を許可から一段下げて届出制度に変えよう、こういうふうな趣旨でござい

ます。要綱の第三を讀んでみますと、使用の許可を受けなければならぬアイソトープは、第四に規定する数量以下の密封されたものを除いた、いわば相当大きいものであつて、裸になつてい

るものに限るというふうにしたわけでありまして、第四の使用の届出というのは、政令で政める数量、これは大体百ミリキョーリが単位になっております

が、百ミリキューリー以下のものであつて、密封されたアイソトープを使用しようとするものは、あらかじめ科学技術庁長官に届出ればよろしいといふに許可から外したわけでございます。ただし、かりに届出に直したにいたしても、その貯蔵施設等の基準の適合等は、やはり同じように使用者側においては守つていただかなければ工合が悪いのでございますので、そういう基準に關しましては、許可の場合と同一の基準で、使用者側は順守してもらいたいというのが、この第五でございます。

それから第三のグループでございますが、これはこの要綱では第六、第七、第八の項目がそれに該当いたしております。従来放射性同位元素あるいは同位元素を使いましていろいろ汚染したハンケチとか、あるいは衣服とか、そういうものを捨てるのに、各人がそれぞれ、使用した者がそれぞれ一定の基準に従ひまして廃棄することになつておつたのですけれども、これを、これが公衆一般に及ぼす影響等を考えますと、好ましい現象ではございませんので、今年度――三十四年度から方針を変へまして、放射性同位元素協会というのがございますが、ここに一手に集荷と言つては非常に語弊がありますが、捨てるやうとする放射性同位元素、あるいは放射性同位元素を使つて汚染されたものを一手に集めさせまして、それを一手に廃棄するといつた方が、はるかに問題の処理が圓一的であり、また規格通りに行なえる。従つて安全性もまた確保できるといふことに各国ともなりつつありますので、わが国でもそういうふう

に方針を変へまして、そしてこの廃棄業者というものを、初めてさつき言つた同位元素協会に許したわけでございます。ところがその許可する基準といふものがないのでありまして、ほかにそれではほとんど勝手にやつてよいのかと言ひますと、そうなりますと、これはまた意味がないわけでありますから、この際、廃棄を業としてやるものに対しては許可制度をとります。そしてその許可に基づいて業務を営んでいただくといふやうにしたわけでありまして、それが第六それから第七は許可の基準、それからさつき例と同じやうに、許可を受けた業者は、詰りかえ、保管、運搬、廃棄等の基準に対しては従来の基準に準拠してやつてもらひたい。こういう趣旨の条文でございます。

それから第九はちよつと趣が違ひますが、これは危険時の報告義務でありまして、従来は危険のおそれある場合、あるいは危険の起きた場合等に対しては、もよりの警察に通報することになつておつたのでございますが、実際今まで経験して見ますと、もよりの警察に通知しただけでは不十分でございます。どうしても早く一番の取り締まりの元締めであります科学技術庁にすぐ報告していただきまして、そして中央からも強力なこれに対する対策を要するといふ点が非常に緊急事になつて参りましたので、従来のやり方をさらに改正いたしました。もよりの警察だけでなく、遅滞なくこの科学技術庁長官にも届けてもらひたいといふふうに変へたいと存するわけでございます。

それから最後のグループは、放射線取扱主任者に対する改正案でございます。これは第十が全部それに該当する改正の趣旨でございます。この種類はきめましたのは、三つ改正点がございまして、一つは従来は国家試験だけじゃなくて認定に基づきまして放射線取扱主任者を定めるといふやうな規定があつたのでございまして、これも、これは施行いたしましてからだいぶ期間もたつたので、そういう特殊な認定制度といふものは、この際もう必要ではなからうといふことで、全部国家試験制度にかへたといふことが第一点でございます。それから第二点はその国家試験の中で甲種、乙種といふやうに二つの種類に分けてまして、そして簡易なものであれば、さつき申しましたやうな密封されたやうな機器の仕事としておるやうなもの、これはそれほど科学知識を要しなくとも扱えるわけでございます。それから、もう一つは乙種の取扱主任者にいたしまして、試験も従つて簡単であり、まあ程度の低い、学問の低い、割合にない人でもと申しますか、受け得るといふやうな制度にかへて、そういう点の取扱者をふやしたいといふのが第二点でございます。それから第三点は、従来は、歯科医師といふものが放射線取扱主任者、これは工場等で実験医療室で医療する人たちのことでございますけれども、歯科医等は、この取扱主任者から除いておりましたが、歯科医もその中に入れ得るといふ制度にかへたといふのが第三点でございます。

以上がこの放射線同位元素等による放射線障害の防止、普通障害防止法と

簡略に俗稱しておりますが、この障害防止法の一部を改正する要綱の概要を御説明申し上げた次第でございます。ごく簡単に最終的に申し上げれば、結局あまり今まで経験がなかつた放射線物質でございまして、実際にやつてみますと、いろいろ実情にそぐわない点がございますので、公衆の衛生等を阻害しない範囲で取扱いを簡便にするものは簡便にして、この使用者の便をはかると同時に、障害防止に關しましては、確実に防止をはかれるやうな程度にまで問題を広めるといふやうなことになつたのが根本的な趣旨であります。

○委員長(山本利壽君) 引き続き両案について質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○栗山良夫君 私、日本原子力研究所法の一部改正の法案の内容につきまして、一、二お尋ねをいたしたいと思ひます。

まず最初に、長官にお尋ねしたいのであります。今回五名の理事では業務が円滑に運営できないので、一名増員をするという御提案でございますが、これはどういふ計画と申しますか、計算と申しますか、のもとに御決定になつた次第でございますか。将来ずつと一名を増員して、六名ならばやつていられるのであるか、そういう原研の業務の現状並びに将来と照らし合せて何かそのよりどころがあつて計画を持っておいでになると思ひますが、これはいかがなものでございませうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 原子力研究所は設立されましたから、主として建設時代を終わりました、いよいよ本

格的な研究の時代に入つてきたわけでございます。ところが建設時代の経験にかんがみますと、どうしてもその総務関係、労務関係が非常に弱いのであります。そのために昨年ストライキをやりましたり、いろいろ世の中を騒がせましたところ、割合に技術方面の理事は充実しておるやうでございまして、総務系統の仕事をする方面に非常なウィーク・ポイントがあつたと私は着任以来発見いたしました。そこでとりあえず前田という監事を理事にかへまして会計方面を今、担当させておる。

で、そうしますと、やはり労務管理あるいは厚生面、あるいは総務関係、そういう面がどうしても足りませんもので、それから、今回一名御増員を願ひまして、大体これだけで配置のバランスがとれて、うまよくやつていけるだらうと思つております。

○栗山良夫君 そうしますと、将来のことは別として、当面運営上、管理部門に欠けるところがあつたので、それは是正しようといふことであつたといふことはわかりましたが、ただいまの五名の理事といふのは大体どういふやうな業務を担当になつておりますか。

○政府委員(佐々木義武君) 一名は化学部門の方のエキスパートでございます。もう一人は工学方面のエキスパートでございます。もう一人は物理方面の専門家でございまして、もう一人は土木関係と申しますか、建設部門、これが一番専門でございます。それでそのほかただいま大臣からお話がありました経理関係の担当者が一人おりまし

て、ただいまの五人というのは、そういう分野の構成でございます。

○栗山良夫君 そういたしますと、資料をお持ちであるかないか知りませんが、財団で出発いたしましたから、ずつと今日まで、規模が漸次拡張されてきたわけでございますが、一番当初のときの管理費、そのときの職員の数、そのときの予算額、そういうものをずつと年次別にちよつと示してもらいたい。何年度幾ら、何年度幾らというように。

○政府委員(佐々木義武君) まず、予算の分から先に申し上げて参ります。予算は昭和三十一年度は、九億四千万円、ラウンドで申し上げますが、三十二年度になりまして非常にふえまして四十三億でございます。三十三年度といたしまして四十七億八千万、三十四年度は四十六億五千万、三十五年度は、三十五年も四十六億、大体同額でございます。その中にはおおむね民間出資が二億五千万円程度、毎年含まれております。

それから人員の増員の過程でございますが、三十一年度末は二百三人、非常に小さいものであったのが、三十四年度の末には九百九十七名、約千名に増加いたしました。来年度はさらに百九十一名、大体千二百名くらいに増加する予定にいたしております。

○栗山良夫君 理事の方は最初からかわりはありませんか。

○政府委員(佐々木義武君) 研究所法ができました後は理事は現在の上まででございます。

○栗山良夫君 財団が切りかわったのはいつですか。

○政府委員(佐々木義武君) 三十一年の八月かと思ひます。

○栗山良夫君 財団のときはどうなっておりますか。

○政府委員(佐々木義武君) 財団時代の理事者はたしか……。

○栗山良夫君 名前はいいです。

○政府委員(佐々木義武君) 三人じやなかろうかと思ひます。これは確かではございませぬ。あとで正確に申し上げます。

○栗山良夫君 それから、人員です。ね。三十一年の財団のときは七十人くらいでしよう。一番最初の発足のときは七、八十人じやありませんか。そして三十一年末に二百三人になった、特殊法人になってから、そうすると、三十二年、三十三年は何人くらいですか。

○政府委員(佐々木義武君) 三十二年は四百四十人、三十三年末は七百九人でございます。

○栗山良夫君 今、財団のときに理事が三人とおっしゃったけれども、十一人じやなかったですか。

○政府委員(佐々木義武君) あるいは非常勤の理事がたぐさんおつたかも知れませぬ。忘れまして。

○栗山良夫君 そうすると、現在の五人の理事は常勤ですね、兼務じやありませんか。

○政府委員(佐々木義武君) そうです。

○栗山良夫君 そうすると、財団のときは三人が常勤で……。

○委員(山本利壽君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(山本利壽君) 速記を始めて下さい。

○栗山良夫君 十一人のときは三人が常勤で八人が非常勤と、こういうのでしよう。

○政府委員(佐々木義武君) 失礼いたしました。財団法人時代は五年も前の話で、実は資料がここにございませぬので、なんでしたらうかという電話でも問ひ合わせましてお答えいたしたいと思ひます。

○栗山良夫君 私はなぜそういうことを御質問申し上げているかと申しますと、財団のときにまだ原子力研究といふものの草創の期でありましたから、どういふ規模でどういふ工合に進めていこうかということについては固定した考えができてなかったことは私も承知していいと思ひます。思ひますが、にもかかわらず、そのときに七十人ぐらゐの応急の研究員を入れて、そして非常勤を含めて十一人の理事がいた、このことは当初相当な、やはり将来職員の方は、これは補充していくわけでありますから、研究の基本体制を作る意味で理事といふものを充足されたと思ひます。そういうことがあつたのに、特殊法人になりましたといふと一躍常勤五人になる。この五人にしたときは、十一人という財団法人のときの経験をもとにして五人で十分やつていられる、やはりこういう見通しの下に五人の常勤理事といふものを置かれたと思ひます。ところが今度やつてみると、一人どうしても事務管理の方の理事が足りないから補充をする、こういうことであります。そうすると、将来一体どういふ展望をもつていいかということに、私もや

はりその方針についてお尋ねをしなればならぬわけです。それでまず第一に、将来原研の人員といふものは、千人を今こえておるわけですが、これは一体どれくらいまでアップ・リミットになるのか、その見通しが一つ。

それからそういうことになった場合には、今は総務で総務、総務、総務、総務といふものを拡充する必要があるとおっしゃつたのですが、これは相当人間がふえてくれば資金もふえてくるわけでありまして、経理的な仕事、事務的な仕事、総務的な仕事、それぞれに私はこまかくなつていくと思ひます。それに附けてまた理事を随時補充していかねばならぬ、こういうような態勢になるのかならないのか、その辺の見通しを伺つておきたいということなのです。

○国務大臣(中曾根康弘君) 大体原研はマキシマムに膨張いたしました二千八百人前後が適当なスケールであらうと思ひます。それを充員の点は、経費やその他の加減もございまして、なるだけ切り詰めてやつてもらつておりました、二千八百人程度あるならば大体もう一名増員願えれば、何とかやつていけるのではないと思ひます。と申しますのは、副理事長が一人ございしますが、副理事長にもことによれば総務担当といふところまでやつてもらふ可能性はあるのでございします。しかし現状では、総務、総務といふようなものは今の新しい理事にやつてもらひ、経理は経理でこれは一本にやつてもらひ、こういう考え方でおります。

○栗山良夫君 そういふことであれば、それ以上は今お尋ねする段階ではないわけでありまして、さういふに承知しておきます。

それから先ほど中曾根長官は、原子力研究所においてやはり理事を補充しなければならぬ一つの理由として、人員がたぐさんふえてきた、そして事務管理等にも行き届かないという点があつて若干トラブルが発生したので、そういう点を万遺漏なきを期していきたいというお話で、その構想そのものは私は別に間違つてゐると思ひませんが、過日の原研のトラブルが起きた直接の原因を排除することは行なわれているか。これは確かに給与改善、労働条件の改善等がやはり中心的な課題であつたと思ひますが、いかに理事をふやしても、トラブルの起きた基本点の解決をしなれば、これは所期の目的は達せられないと思ひます。その点はどうかということになりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 昨年のトラブルは主として給与問題であつたのでございしますが、中山さんの裁定案が出まして、大体それを両方でのんだのであります。で、今度三十五年度の予算を認めていただきますと、その線に沿つた給与財源が確保してございします。ので、トラブルの根源はこれで消えたと思ひます。あとは事務管理をよくやりまして、研究者が十分研究できるような研究サービスといふことを中心に力を入れていくこと、それから従業員、厚生福利関係の仕事に力を入れていくことが必要であるから、厚生福利関係の予算も昨年度に比べますとことしはやや増額していただきます

て、この点でも従業員もある程度満足していただけたらと思います。

○栗山良夫君 三十五年度の予算案に載っている給与改善の内容は一体どういふことですか。たとえば、これは理事長以下ずっと給与をきめられていたと思いますが、理事長とか普通の理事とかあるいは大学あるいは高等学校の卒業生の初任給であるとか、そういうのはどんな程度になっておりますか。特殊法人ですから公務員よりはいいだろうと思いますが、その点はどうか。

○政府委員(佐々木義武君) 初め役員給から申し上げます。役員は理事長は二十万円であります。副理事長は十六万円、理事はA、Bというふうに分かれておまして、古い方あるいは若くて理事になっていく方で違っています。Aの方は十三万五千円、Bの方は十二万五千円、監事は十一万円でありまして、それから職員給与でございますが、根本的な考え方としては、事務関係は公務員給与ベースの二割アップ、研究者関係は三割アップというものが基本給の基本方針であります。

○栗山良夫君 そりすると、たとえば大学の卒業生で初任給はどうなりますか、技術と事務と……。

○政府委員(佐々木義武君) 大学出の初任給の基本給は一万四千八百円になります。

○栗山良夫君 それは技術ですか、事務ですか。

○政府委員(佐々木義武君) 最初は一緒に採りまして、しばらくたってから分かれて参ります。

○栗山良夫君 それでは、原研が研究員をずっと増員していく場合に、資材適所を中心とした人材というものは、たまたま充足し得ますか、そういう状態です。

○国務大臣(中曾根康弘君) 原研は初め混成旅団でできておりましたもので、それから、なかなか部内の研究のハーモニー、協力関係というものが必ずしもうまく参りませんでした。が、菊池理事長が着任されてから、その事態を大へんよく改善していただきまして、研究も次第に成果を上げて参りました。そういうふうになつて参りました。たし、菊池さんの上がつて参りました。行きましたものですから、最近原研に行きたいという人もかなりふえて参りまして、まあ結局あつた研究指導者の個性というか、指導者の権威のあるところに若い研究者は集まってくるようでありまして、この調子でいけばまず大丈夫だろうと思つております。

○栗山良夫君 今まで三十二年度から三十五年度までの間で、原研が充足しようにとした人員に対して、実際に充足できた人数というものはどれくらいになつていますか。

○政府委員(佐々木義武君) ただいまのところは、予定人員に対して、それは何と申しますか、採用の方が十分だといふことはございません。ただ中堅幹部と申しますか、その中でも特にどうしても各会社からは採れない、あるいは大学にもあまり参りない人たちはおられないというふうな部門、たとえば冶金関係といったような部分、これは日本では言いますと宝の山が存在して、なかなか今の給

与では、特殊給与は先ほど申しましたように設けておりましたが、原研に招致することが困難な状況でございますので、そういう特殊な方たちの充足というのにはあるいは目的通りいかないで、まだ行き悩んでいる点も若干ございます。

○栗山良夫君 ただいまの給与問題は燃料公社の方もほとんど同一でございすか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 公社は原研に比べますと、あれは公社でございすので、特殊法人である原研よりは低いのであります。一般の公社と同じ水準になつております。

○栗山良夫君 それから先ほど厚生福利関係にも意を用いるというお話でありましたが、この給与ベースのことは私見当つきましたが、さらに将来の問題として退職金でありますか、そういったような制度については研究になつておりますか。もうすでに実施中でありますか。その点はどうか。

○政府委員(佐々木義武君) 退職金制度、公務員にございせんから恩給とまではいかぬのでございすが、そういう点に關しましては、ただいま研究中でございす。

○栗山良夫君 研究されているのはもちろんけつこうですが、なるべく早くやはり成果を得られる必要があろうかと思ひますが、いつごろになる予定でございすか。

○政府委員(佐々木義武君) できるだけ早目にきめたいということで、ただいま寄り寄り研究中でございす。

○栗山良夫君 同じ地区に原研と燃料公社があり、その他また同じようなもの

のでできるかもしれません。が、そういうところで給与のベースがどういふ工合に今お話しのように違ふということ、は、原子力行政の上からいって少し片手落ちではないでしょうか。これをそろえる必要はございませんか。

○国務大臣(中曾根康弘君) できたら平準化することは望ましいとは思ひますが、ただ仕事の性質が純粋の研究にわたる部門と、それから業務的色彩を持つておる部門とありますものですか、公社としては違いがあるのはやむを得ないと思ひます。これは官庁の事務など一般を見ますと、電気試験所とか、あるいは国立研究所あたりも、純粋の研究をやつておるわけですが、たとえば、核融合なんかのように、大学や原研がやると同じようなことをやっているとところもございすが、これは一般の公務員という水準で、それよりもさらに低いわけになつております。そういう点から見ますと、研究者及び科学的な業務従事者の間におけるバランスというものは、必ずしも均衡がとれていないと思ひます。が、しかし、当面の問題として、原子力のおくれを取り戻すために、優秀な人をあそこへ集める必要がありましたので、原研は特別な措置を特に講じたわけでありす。

○栗山良夫君 私が尋ねたいましたのは、原研の中の、主として高い学識経験を待つて研究に当たる人について格段の待遇がされることは、私は当然だと思ひます。でありますから、原研でも、事務系の方は一〇〇%違ふんだ、低いんだということをおっしゃつた。従つて、場所が離れていれば別ですけれども、東海村の中に、同じ特殊法人で、

原研と燃料公社とがある。その場合に、研究員の方は別といたしまして、事務系の職員であるとか、あるいはまた、純然たる労働者であるとか、研究員でないが、技術者であるとか、そういう人が、原研と燃料公社との間に給与の差等があるというところは、あそこ、今度原研の中は工合よくおさまつたが、原研と燃料公社の間が横の間の円滑を欠くということを招来しないか、これを私はお尋ねしておるわけす。

○政府委員(佐々木義武君) 事務関係等に関しましては、原研と公社はほとんど同じでございす。それほど差はございせん。ただ公社の方には、いわゆる研究者と申しますか、という範疇よりは、むしろ、ただいま大臣も申し上げましたように、業務的な色彩を持つた研究と申しますか、そういう色彩が濃うございすので、これはむしろいゆる公的な給与体系の方が望ましいのじゃなからうかというので、今まで進めてきたわけでございす。

○栗山良夫君 その他まだお尋ねしたい点が二、三ありますが、これはアイソトープの問題が出ましたときに保留をいたしたいと思ひます。

○政府委員(佐々木義武君) 先ほどの、財団当時——五年前でございすが、このときの財団の理事構成はどうなつていくかという点でございすが、理事長が一名、副理事長が一名、常任理事が一名、従ひまして、常任がまあ三名でございまして、そのほか、非常勤の理事が九人、監事が三人と、こういう構成になつております。

○委員長(山本利壽君) 他に御質疑はございせんか。

○川上為治君 さつき大臣が、将来この原研の規模としては、職員二千名くらい、こういうお話がありました。が、外国のいろいろな例で、そういうものと比較して、大体まあその程度であれば、適当な研究といえます。十分の研究ができるだろうというように、こんなことではないか。その点ちょっと一点お伺いしたい。

○國務大臣(中曾根康弘君) 原研が分担すべき研究の範囲等を考えてみます。というところから一つの国立研究所としての能率的運営、管理能力の範囲というように、これを考えますと、大体二千名前後が適当なスケールではないか、こういう考えを一応の目安とするわけでございます。外国の研究も大体その見当であります。アメリカあたりでも、たとえばブルトニウムを作っておるというより、業務的色彩があるのは、多いのがございますが、純粋の研究所となりますと、大体その前後だろうと思ひます。

○委員長(山本利壽君) 他に御発言ございませうか。——御質疑がなければ、今日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十五分散会

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、物価値上げ抑制に関する諸願(第六八五号)
- 一、原子力発電施設による損害補償制度確立に関する諸願(第七七九号)

一、休庵山等による炭鉱地帯の中小商工業者救済に関する諸願(第七八〇号)

第六八五号 昭和三十三年二月二十日受理

物価値上げ抑制に関する諸願

請願者 東京都千代田区丸の内三ノ一都庁内東京都職員労働組合主婦協議会

内 佐藤勝子

紹介議員 占部 秀男君

公共事業料金その他の物価が昨年から大幅な値上がりをして、国民生活に大きな負担となつて、困窮しているから、(一)公益事業料金の値上げを抑制するための適切な措置を講ずるよう関係行政官庁に対し勧告するとともに、消費者側代表者の意見の採用、国会における公聴会の開催などの措置をとること、(二)消費者価格、料金についても値上りが抑制のための行政指導を行なうよう各行政官庁に勧告すること、(三)物価審議会(仮称)を政府内に設置すること、(四)不当カルテルによる値上げ取り締りのための独禁法の改正並びに同法の除外立法の整理廃止等の促進を図ること、(五)価格のつり上げのための輸出入取引法の改正は行なわないこと、(六)月賦販売について正しい生活指導を実施し月賦販売にみられる過大広告に対しては取り締まること、等について善処せられたいとの諸願。

第七七九号 昭和三十三年三月二日受理

原子力発電施設による損害補償制度確立に関する諸願

請願者 茨城県水戸市北三ノ丸泉内茨城県農業者会

会長 石塚謙

紹介議員 郡 祐一君

茨城県那珂郡東海村内に、日本原子力発電株式会社の発電施設工事が進められて、原子力発電の地域農畜産業に及ぼす直接間接の影響については、かねてより農民の重大な関心が寄せられ、その安全性確保を要する声が高まつているから、原子力発電施設による農業災害の未然防止の完べきを期するとともに、万一に備えて損害補償制度の確立を図り、農民が安心して生業に従事し得るよう特段の配慮をせられたいとの諸願。

第七八〇号 昭和三十三年三月二日受理

休庵山等による炭鉱地帯の中小商工業者救済に関する諸願

請願者 福島県石城郡好間村好間商業協同組合理事

長 森永太郎外八名

紹介議員 田畑 金光君

石炭産業の不況により、福島県好間村にある三炭鉱のごときは窮乏状態に陥つて、生活が苦しいものがある。これはひとりで炭鉱従業員の悲惨であるばかりでなく、これを顧客として生活必需品の供給販売を業として生活必需品工業者もまた経営の危機に直面しているから、これらの業者を救済するため、(一)休庵山又は企業の合理化による人員の整理等に遭遇して他地区に移転して営業を開始する場合に必要な長期特別低利資金貸付けのめちをひろくこと、(二)営業用の固定資産の早期償却(償却期間の短縮)をはかること、(三)

転廃業又は移転等の場合、家屋等固定資産の政府資金による買上げを実施すること、(四)転廃業者に対しては炭鉱離職者緊急措置法に準ずる取扱いをすること、(五)所得税の賦課にあつては窮乏状態を考慮して実情に即した課税をすること等の措置を講ぜられたいとの諸願。

三月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、小規模事業者に対する金融特別措置法案(衆)

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(衆)

一、百貨店法の一部を改正する法律案(衆)

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

小規模事業者に対する金融特別措置法案

下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び下請代金の額」を「給付の提供の時期、給付の受領の時期、返品の条件並びに下請代金の額、支払時期及び支払手段」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（受領及び支払の時期）

第三条の二 親事業者が下請事業者に対し製造委託又は修理委託をする場合において、その給付の受領の時期は、下請事業者が親事業者に対し給付の提供をした日の翌日から起算して十五日（以下「法定受領期間」といふ。）をこえてこれを定めることができない。この場合において、給付の内容の全部又は一部が契約に違反する場合に下請事業者が当該契約の内容に従い給付の内容を是正して給付することができるときとなつてゐるときは、給付の受領の時期は、当該是正した給付の提供をした日の翌日から起算するものとする。

2 親事業者が下請事業者に対し製造委託又は修理委託をする場合において、その下請代金の支払時期は、前項の規定により給付の受領の時期として定められた日の翌日から起算して六十日（以下「法定支払期間」といふ。）をこえてこれを定めることができない。

3 給付の受領の時期若しくは下請代金の支払時期を定めず、又は前二項の規定に違反して定められた場合は、これらの時期は、それぞれ法定受領期間満了の日又は法定支払

期間満了の日と定めたとみなす。

第四条第一号及び第二号を次のように改める。

一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、前条第一項又は第三項の時期を経過した後、下請事業者の給付を受領しないこと。

二 下請事業者が給付の提供をし、かつ、前条第二項又は第三項の支払時期を経過した後、その給付に対する下請代金を支払わないこと。

第四条の次に次の四條を加える。

（遅延利息）

第四条の二 下請事業者が給付の提供をした後、親事業者が第三条の二第二項又は第三項の規定により定められた下請代金の支払時期までに下請代金を支払わない場合において、当該親事業者は、当該下請事業者に対し、支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に應じ、当該未払金額に公正取引委員会が決定する利率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（損害賠償）

第四条の三 下請事業者が給付の提供をした後、親事業者が当該給付を受領することなく第三条の二第二項又は第三項の規定により定められた給付の受領の時期を経過したときは、当該親事業者は、その受領しなかつたことによつて下請事業者が受けた損害を賠償する責に任ずる。

（下請代金の額）

第四条の四 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をする場合は、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の単価として自ら製造し又は修理する場合の単価の百分の八十よりも低い額を定めてはならない。

（発注の継続）

第四条の五 親事業者は、やむを得ない理由がある場合は、製造委託又は修理委託をしてゐる下請事業者に対し、過去三年間に当該下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした発注総量の三年間の平均の百分の八十の割合を下らない量の製造委託又は修理委託を継続して行なわせるよう努めなければならない。

第十条の見出しを削り、同条の前に次の一条を加える。

（罰則）

第九条の二 第三条の規定による書面を交付せず、又は書面に記載すべき事項を記載しなかつたときは、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第十二条中「前二条を」「前三条に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前の製造委託及び修理委託については、なお従前の例による。

百貨店法の一部を改正する法律案

百貨店法の一部を改正する法律案

律

百貨店法（昭和三十一年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十六条の二」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第二条中「（物品加工修理業を含む。）を」「（物品加工修理業、飲食店営業及び喫茶店営業を含む。以下同じ。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の同一の店舗の床面積については、物品販賣業を営む者がその者の店舗の存する建物の一部を物品販賣業を営む他の者に貸し付ける場合においては、当該貸し付ける建物の一部の床面積を当該建物の一部を貸し付ける物品販賣業を営む者の店舗の床面積とみなして合算するものとする。

第五条中第三項の次に次の一項を加える。

4 通商産業大臣は、百貨店業の店舗が鉄道又は軌道の用地内に存することとなる場合においては、第三条の許可をしてはならない。

第六条の次に次の三条を加える。

（小売業者に対する支配の制限）  
第六條の二 百貨店業者は、百貨店業者以外の小売業者に対し資本的若しくは人的關係において支配力を及ぼしてはならない。百貨店業者と直接的な又は間接的な関係を問はず資本的若しくは人的に連携している者（以下「百貨店業者の連携者」といふ。）も、また同様とする。

2 前項の資本的若しくは人的關係において支配力を及ぼす行為及び百貨店業者の連携者の範囲は、公正取引委員会がこれを指定する。

（排除措置）  
第六條の三 前条第一項又は第七條の第三項の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、当該百貨店業者又は百貨店業者の連携者に対し、当該行為の差止め、株式の全部又は一部の処分、会社の役員の前任その他当該違反行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

（私的独占禁止法の準用）  
第六條の四 前条の場合については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」といふ。）第四十条から第四十二条まで、第四十五条から第六十四条まで、第六十六条第二項、第六十七条第一項、同条第三項、第六十八條から第七十條まで、第七十五條から第八十三條まで、第八十五條から第八十七條まで、第九十條、第九十二條、第九十二條の二、第九十四條から第九十五条まで及び第九十六條から第九十八條までの規定を準用する。

（特定の営業方法の許可）  
第七條の二 百貨店業者は、次の営業方法を採用しようとするときは、その内容及び実施期間につき、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、通商産業大臣の許可を受けなければならない。その内容又は実施期間を変更

しようとするときも、また同様とする。

一 割賦販売

二 積立金組織による予約販売

三 特定顧客に対する限定展示即売

四 製造業者の即売のための売場提供

五 他人の委託を受けて行なう販売

六 自己の店舗以外の場所で行なう販売

2 百貨店業者は、前項の許可を受けた営業方法に関し、当該許可を受けた内容又は実施期間（第十条第二項の規定による変更命令があった場合は当該命令に従つて変更された内容又は実施期間）に該当しない行為をしてはならない。

3 第五条の規定は、第一項の許可に準用する。

4 百貨店業者は、第一項の許可を受けた営業方法を廃止したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならぬ。

（仕入先との取引の規制）

第七条の三 百貨店業者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についての一般の基準を定めた書面を通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。当該承認を受けた一般の基準を変更しようとするときも、また同様とする。

一 商品の宣伝費の一部を当該仕入先に負担させる場合におけるその割合及び方法

二 仕入商品の返品条件  
三 仕入後における仕入価格の値引条件

四 規格を示した注文品の納入を拒否する場合の条件

2 百貨店業者は、製造業者又は卸売業者との取引において、自己の優越的な地位を利用して当該製造業者又は卸売業者を拘束する取引制限をしてはならない。

3 百貨店業者は、自己の販売業務のために、納入業者とその従業員等を派遣させて使用し、又は自己が直接雇用する従業員等の人件費を納入業者に負担させてはならない。ただし、納入業者の納入に係る商品について、通常百貨店業者の従業員のもつていない販売に関する特殊な技術又は能力を有する従業員等を派遣させてその商品の販売業務に従事させることが、当該納入業者の直接の利益となる場合は、この限りでない。

4 第五条の規定は、第一項の承認に準用する。

2 通商産業大臣は、第七条の第二項の許可又は第七条の三第一項の承認をした後において当該許可をした営業方法又は当該承認をした一般の基準が中小商業の事業活動に対し著しく悪影響を及ぼすに至り又は当該仕入先に対し悪影響を及ぼすに至つたと認めるときは、当該営業方法若しくは一般の基準を変更すべきことを命じ、又は当該営業方法の許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、前項の規定による許可の取消し又は変更命令をしようとするときは、百貨店審議会の意見を聞かなければならない。

第十二条に次の二項を加える。

2 審議会は、百貨店業の事業活動の調整に関する事項につき、通商産業大臣に意見を申し出ることができる。

3 通商産業大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な措置をとらなければならない。第十三条第二項を次のように改める。

2 会長は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから二人を、消費者のうちから二人を、中小企業者のうちから二人を、通商産業大臣が任命する。第四章中第十七条の前に次の二条を加える。

（店舗に関する制限）

第十六条の二 国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団及び首都高速道路公団は、その所有する土地又は施設を、百貨店業者の店舗の用に使用させてはならない。

（公正取引委員会との関係）

第十六条の三 通商産業大臣は、第七条の二第一項の許可若しくは第七条の三第一項の承認又は第十条第二項の変更命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十条第二項の規定により許可の取消しをしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

3 第七条の二第一項又は第七条の三第一項の規定は、これらの規定により通商産業大臣の許可を受けた営業方法又は承認を受けた一般の基準（第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は当該命令に従つて変更された営業方法又は一般の基準）に基づいて行なう行為について、私的独占禁止法の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

（報告及び検査）  
第十七条を次のように改める。

第十七条 通商産業大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、百貨店業者若しくはその団体から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその店舗、事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類、設備若しくは商品の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十八条第一項及び第二十条第二号中「第十条の下に」「第二項」を加える。

第二十一条を次のように改める。  
第二十一条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の許可を受けないうで店舗を新設し、又はその床面積を増加した者  
二 第七条の二第一項若しくは第二項の規定に違反した者  
三 第十条第二項の規定による変更命令に違反した者  
第二十三条中「又は虚偽の報告をした者」を「若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者」に改める。  
第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十五条 第七条の三第一項の規定に違反した者は、三万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日以内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条の二の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際現に物品販売業を営む者であつてこの法律による改正後の百貨店法（以下「新法」という。）第二条の規定による百貨店業を営む者に該当することとなる者は、新法第三条の許可を受けなければならない。

3 前項の規定により新法第三条の許可を受けたものとみなされた者は、この法律施行の日から三十日以内に、新法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に新法第四条第二項に規定する書類を添付して、通商産業大臣に提出しなければならない。

4 この法律施行の際現に百貨店業者である者のうち新法第二条の規定により店舗の床面積を増加することとなるものは、新法第六条の許可を受けたものとみなす。

5 この法律施行の際現に新法第七条の二第一項各号の営業方法を採用している百貨店業者は、同条同項の規定にかかわらず、この法律施行後二月を限り、当該営業方法を引き続き採用することができ

る。

6 この法律施行の際現に国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団及び首都高速道路公団がその所有する土地又は施設を百貨店業者の店舗の用に使用させている場合においては、その使用については、新法第十六条の二の規定は適用しない。

7 この法律施行の際現に百貨店審議会の委員である者は、新法第十三条及び第十四条の規定にかかわらず、この法律施行後六月を限り在任する。

昭和三十五年三月十八日印刷

昭和三十五年三月十九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局